

役員等の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人陵風会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、顧問及び評議員並びに評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、週3日以上この法人の業務に従事する理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外のものをいう。
- (4) 報酬は、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、主たる事務所以外を勤務場所として、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 報酬の額は、別表に定める額とし、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
理事	800万円
監事	50万円
評議員	50万円
評議員選任・解任委員	10万円

(報酬の支払い方法)

第5条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 月額報酬については、毎月 1 日に起算し当月末に締切り、当月 25 日（当月が土・日曜日又は祝日の場合には、その前日）に銀行振り込みとする。
- (2) 日額報酬については、その都度現金にて支払う。

(交通費)

第 6 条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、支払いが証明できる領収証等をもって、実費を支給する。

(費用弁償)

第 7 条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収証等をもって実費を支給する。

(出張旅費)

第 8 条 出張旅費は原則、交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道費、船賃、車賃、航空運賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は宿泊費に伴う室料、朝夕食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
- 4 宿泊日当は宿泊に伴う出張に対して、1 日あたり 3, 0 0 0 円を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収証等をもって実費を支給する。
- 6 参加費等の費用を別途支給された時は、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費に仮受け)

第 9 条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第 1 0 条 出張者は出張終了後速やかに領収証等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

(公表)

第 1 1 条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

(旧規程の廃止)

平成27年6月1日より実施の役員等報酬規程は、これを廃止する。

別紙

1 常勤（月額）

区分	報酬額
理事長	500,000円
常勤役員	100,000円

2 非常勤（日額）

区分		報酬額
理事	理事会等会議出席報酬	10,000円
	上記の他、法人・施設業務報酬	10,000円
監事	理事会等会議出席報酬	10,000円
	監事監査等監事業務報酬	10,000円
	上記の他、法人・施設業務報酬	10,000円
評議員	評議員会等会議出席報酬	10,000円
	上記の他、法人・施設業務報酬	10,000円
評議員選任・ 解任委員	評議員選任・解任委員会等 会議出席報酬	10,000円

- (1) 理事会等の出席報酬について、鹿児島市外から出席する等の理由などで、移動時間を含め1日の大半を必要とする役員等に対しては、日額報酬は30,000円を支給する。